

介護予防・日常生活支援総合事業 (重要事項説明書)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所（法人）の概要

| | |
|------------|-----------------|
| 事業者（法人）の名称 | 有限会社 居宅介護事業所葵 |
| 主たる事務所の所在地 | 千葉県流山市南流山1-23-8 |
| 代表者（職名・氏名） | 代表取締役 岡崎 悠資 |
| 設立年月日 | 平成17年1月17日 |
| 電話番号 | 04-7178-8360 |

2. ご利用事業所の概要

| | | |
|-------------|--------------------|------------|
| ご利用事業所の名称 | 葵介護サービス | |
| サービスの種類 | 第一号訪問事業(訪問型サービス独自) | |
| 事業所の所在地 | 千葉県松戸市横須賀2-21-11 | |
| 電話番号 | 047-710-3152 | |
| 指定年月日・事業所番号 | 令和5年3月1日 | 1271204834 |
| 管理者の氏名 | 神谷 翔 | |
| 通常の実業の実施地域 | 松戸市、流山市 | |

3. 事業の目的と運営の方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問型サービスを提供することを目的とします |
| 運営の方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保険・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

4. 提供するサービスの内容

第一号訪問事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

| | |
|------|--|
| 身体介護 | 利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助など |
| 生活援助 | 家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買物、薬の受け取り、衣服の整理など |

注1) 別に区市町村等によるサービス範囲の取り決めが有る場合には、それに従うものとします。

注2) 年金等の金銭の取扱いをすることは原則としてできません（現金および預金通帳等は利用者または家族の方が管理して下さい。但し、生活援助として行う買物等に伴う少額金銭の取扱いは可能です）。

ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5. 営業日時

| | 月曜日～金曜日 | 土曜日・祝日 | 日曜日 | その他休業日 |
|----------|------------|------------|-----|--------|
| 窓口対応時間 | 9:00～18:00 | 9:00～17:00 | 定休日 | 年末年始 |
| サービス提供時間 | 8:00～19:00 | 8:00～19:00 | 定休日 | 1月1日 |

6. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供に関する責任者は以下のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、お申し出ください。

| | |
|--------------|--|
| サービス提供責任者の氏名 | |
|--------------|--|

7. 事務所の職員体制

| 職種 | 配置人数 |
|-----------|------------------|
| 管理者 | 1名 |
| サービス提供責任者 | 1名以上 |
| 訪問介護員 | 2. 5人以上(常勤換算による) |

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合(1～3割)に応じた金額をお支払いいただきます。なお、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた金額をご負担いただきます。

(1) 第一号訪問事業・訪問型サービスの利用料

介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。

■流山6級地 10.42円

| 流山 | サービス名 | 頻度 | 基本単位 | 基本料金 | 利用者負担 | |
|------------------|------------------|----------|----------|----------|----------|---------|
| | 訪問型サービスⅠ (独自) | 週一回程度 | 1,176 単位 | 12,253 円 | 1割 | 1,226 円 |
| 2割 | | | | | 2,451 円 | |
| 3割 | | | | | 3,676 円 | |
| 訪問型サービスⅡ (独自) | 週二回程度 | 2,349 単位 | 24,476 円 | 1割 | 2,448 円 | |
| | | | | 2割 | 4,896 円 | |
| | | | | 3割 | 7,343 円 | |
| 訪問型サービスⅢ (独自) | 週三回程度 | 3,727 単位 | 38,835 円 | 1割 | 3,884 円 | |
| | | | | 2割 | 7,767 円 | |
| | | | | 3割 | 11,651 円 | |

■松戸市5級地 10.70円

| 松戸 | サービス名 | 頻度 | 基本単位 | 基本料金 | 利用者負担 | |
|------------------|------------------|----------|----------|----------|----------|---------|
| | 訪問型サービスⅠ (独自) | 週一回程度 | 1,176 単位 | 12,583 円 | 1割 | 1,259 円 |
| | | | | | 2割 | 2,517 円 |
| | | | | | 3割 | 3,775 円 |
| 訪問型サービスⅡ (独自) | 週二回程度 | 2,349 単位 | 25,134 円 | 1割 | 2,514 円 | |
| | | | | 2割 | 5,027 円 | |
| | | | | 3割 | 7,541 円 | |
| 訪問型サービスⅢ (独自) | 週三回程度 | 3,727 単位 | 39,878 円 | 1割 | 3,988 円 | |
| | | | | 2割 | 7,976 円 | |
| | | | | 3割 | 11,964 円 | |

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金単位が加算されます。

① 初回加算 200 単位

新規に介護計画等を作成した利用者に対して、初回サービスと同月内に、サービス提供責任者が、自らサービスを行う場合または他の訪問介護員等がサービスを行う際に同行訪問した場合。

② 生活機能向上連携加算Ⅰ 100 単位

サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護計画等を作成し、当該計画に基づくサービスを行った場合。

③ 生活機能向上連携加算Ⅱ 200 単位

利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が各サービスの一環として居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした介護計画等を作成し、連携の上で当該計画に基づくサービスを実施した場合。

【処遇改善加算Ⅰ】 当事業所では、厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金改善等を実施しているため、総単位数に24.5%を乗じた単位が加算されます。

9. キャンセル料金について

- ① 利用者がサービスの利用を中止する際には、下記連絡先までご連絡ください。

| | | | |
|------|--------------|--------|---------------|
| 相談窓口 | 047-710-3152 | 窓口対応時間 | 午前9:00～午後5:00 |
|------|--------------|--------|---------------|

- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日の営業時間（窓口対応時間）内までにご連絡ください。ヘルパー訪問時のキャンセル・利用者不在だった場合は、キャンセル料を申し受けることになります。（ただし、利用者の容態の急変など緊急時の場合、またはやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。）
- ③ キャンセル料については、計画に位置づけられたサービス時間を基本とし、下記表1のとおり請求させていただきます。
- ④ キャンセル料は、当月分の利用者負担金の支払いにあわせてお支払いいただきます。

表1

| | (訪問型サービス) |
|-----|-----------|
| 30分 | 1,500円 |
| 60分 | 3,000円 |

10. お支払い方法

- ① 事業所は、サービス提供月の翌月10日前後に、利用者負担金およびその他の費用を請求し、利用者は原則としてサービス提供月の翌月27日に口座引き落としの方法により支払うものとします。
- ② 利用者が希望する場合は、郵便局への振込み・現金回収にてお支払いいただくことも可能です。

11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等及び保険者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 苦情・相談窓口について

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

| | | | |
|------|--------------|--------|---------------|
| 相談窓口 | 047-710-3152 | 窓口対応時間 | 午前9:00～午後6:00 |
|------|--------------|--------|---------------|

(2) サービス提供に関する苦情や相談受付は、下記の機関にも申し立てることができます。

| | |
|--------------------|--------------|
| 松戸市介護保険課 給付班 | 047-366-7067 |
| 流山市健康福祉部 介護支援課 | 04-7150-6531 |
| 千葉県国民健康保険 団体連合会 | 043-254-7428 |

14. その他の注意事項について

(1) 犬等のペットを飼育されている利用者は、ヘルパーが訪問する際に、ペットが放し飼いにならないよう対応をお願いいたします。